

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が、「児童相談所における〇〇〇〇〇に関する全ての記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）について、平成24年6月29日付けで行った部分開示決定は、別表1に掲げる部分を開示し、別表2に掲げる部分は本件開示請求の対象とした上で開示すべきである。

実施機関が行った部分開示決定のうちその余の部分については、妥当である。

2 異議申立て及び審査の経緯

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、埼玉県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第15条第1項の規定に基づき、実施機関に対し平成23年12月9日付けで〇〇児童相談所（以下「児童相談所」という。）を担当課所とする「児童相談所における〇〇〇〇〇のすべて」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。これに対し実施機関は、条例第21条第1項の規定に基づき、平成24年6月29日付けで本件対象保有個人情報の部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき、平成24年8月2日付けの異議申立書により、実施機関に対し、不開示部分の開示を求める旨の異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。
- (3) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から条例第41条の規定に基づく諮問を受けた。
- (4) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年8月23日付けで実施機関から理由説明書の提出を受けた。
- (5) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成24年10月31日付けで申立人から意見書の提出を受けた。
- (6) 当審査会は、本件異議申立てについて、平成25年5月16日、申立人による口頭意見陳述の聴取を行った。

3 申立人の主張の要旨

(省略)

4 実施機関の主張の要旨

本件処分に係る決定通知書には、「児童虐待防止法第8条及び第9条に定める調査に係る情報であって、開示することにより率直な記載ができなくなり、児童の保護業務を遂行するために必要な情報の確保に著しい支障を生じるおそれが認められる」と具体的な理由を記載し、開示請求者が拒否の理由を可能な限り明確に認識し得るものとしており、申立人の主張は不当なものである。

5 審査会の判断

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報は、〇〇児童相談所が作成した申立人の子である〇〇〇〇(以下「児童A」という。)の児童相談記録票とそれに添付されている書類等である。

実施機関は、本件開示請求の対象外とした部分(以下「対象外部分」という。)を除き、本件対象保有個人情報の一部について条例第17条第7号に該当するとして不開示とする本件処分を行っている。これに対し申立人は、本件処分を取り消し、全ての情報について開示を求めていると解されるので、以下、不開示部分の条例第17条第7号該当性及び対象外部分の保有個人情報該当性について検討する。

(2) 本件対象保有個人情報の条例第17条第7号該当性について

ア 条例第17条第7号は、「県の機関(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報としている。これは、当該事務又は事業の本質的な性格、具体的には、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らして、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨と解される。ここで、「おそれ」の程度は単なる可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

イ 本件対象保有個人情報、児童Aに対する実施機関の保護業務に関する情報が具体的に記載されているものと認められる。

ウ ところで、児童相談所は、児童福祉法（以下「法」という。）に基づいて、都道府県により設置され（同法第12条第1項）、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、上記②の調査又は判定に基づいて必要な指導を行うこと、④児童の一時保護を行うこと等の業務を行うものとされており（同法第12条第2項、第11条第1項参照）、これらの業務を適正に遂行するためには、児童の福祉に係る業務に携わる者相互の自由な意見交換や連携を通じて、児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが不可欠となると認められる。

しかるに、本件対象保有個人情報のうち不開示とされた部分を開示すると、今後、児童相談所職員が開示されることをおそれて関係機関との連絡調整や評価又は判断の内容を記録することを躊躇することが想定され、その結果、自由な意見交換や連携が阻害され児童及びその保護者の状況等を適切に把握することが困難となるおそれが強く、法的保護に値する蓋然性が認められる。

したがって、不開示とされた部分を開示すると、実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが認められ、条例第17条第7号の不開示情報に該当するため、開示すべきではない。

エ しかし、本件対象保有個人情報の不開示部分のうち別表1に掲げる部分については、申立人が既に取得している文書であると認められ、これを開示しても実施機関の児童福祉法に基づく業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれは認められず、条例第17条第7号の不開示情報に該当しないから、開示すべきである。

（3）対象外部分の保有個人情報該当性について

当審査会が対象外部分を見分したところ、その一部に申立人の個人情報が含まれていることが確認された。別表2に掲げる部分については、申立人の訴訟関係の書類や取扱経過記録に記載された申立人の情報などであり、申立人に関する情報であると言

えるので本件開示請求の対象とし、不開示事由に該当する部分はないため開示すべきである。

対象外部分のうち別表2に掲げる部分を除いた部分については、申立人の個人情報が含まれる部分もあるが、児童Aや第三者の個人情報であったり、当該事務又は事業の性質上、事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと認められる。したがって、それらは本件開示請求の対象としたとしても条例第17条第3号又は第7号に該当し、開示すべきではない。

よって、実施機関が本件において対象外部分のうち別表2に掲げる部分を除いた部分を対象外としたことは、申立人に開示されなかったという点で、結論において妥当である。

(4) 申立人のその他の主張について

申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(5) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

磯野 弥生、長田 淳、土田 伸也

審査会の経過

年 月 日	内 容
平成24年 9月13日	諮問を受ける（諮問第79号）
平成24年 9月13日	実施機関から理由説明書を受理
平成24年11月 1日	申立人から意見書を受理
平成25年 4月18日	審議
平成25年 5月16日	申立人による意見陳述及び審議
平成25年10月 3日	審議
平成25年11月 7日	審議
平成25年12月 5日	審議
平成26年 1月23日	審議
平成26年 3月 7日	審議
平成26年 4月21日	審議
平成26年 6月13日	審議
平成26年 8月28日	審議
平成26年 9月30日	審議
平成26年10月21日	審議
平成26年12月 3日	答申

別表1 省略

別表2 省略